



第1特集 老後のお金との向き合い方

認知症になると、財産が凍結されてしまい、介護費用などに活用できないおそれがあることをご存じでしょうか。そんなトラブルを避けるために、元気なうちに家族などに財産管理を託す「家族信託」が注目を集めています。それはいったいどのような仕組みなのでしょう。

家族信託コンサルタントの横手彰太さんにお話をうかがいました。

将来のお金についての対話が 家族の絆を深める

家族信託コンサルタント
横手彰太さん

認知症とお金の問題

「認知症については、本や雑誌などで頻繁に取り上げられています、その多くは予防法や介護に関することであり、お金の問題に正面向き合っているものはほとんどありません。認知症がもたらすお金の問題に気づかないと、さまざまなトラブルが起こるおそれがあります」

そう語るのは、相続や財産管理の問題に詳しい横手彰太さん。

「認知症になると、その人の財産は凍結され、家族であっても預金

口座からの現金の引き出しや、不動産の売却などができなくなりま。そうなれば、老後を豊かに暮らすためにつくった財産が無駄になるばかりか、子どもに重い経済的な負担をかけることにもなるのです」

死亡した人の銀行口座などの財産が凍結されることは、ご存じだろうか。じつは認知症の場合も、事実上の財産凍結になってしまうという。

「いまは、『オレオレ詐欺』などの対策として、多額の現金を引き出すときは、本人確認が必要になります。しかし、認知症になって



よくて・しょうた●1972年生まれ。株式会社日本財託資産コンサルティング部シニアマネージャー。中央大学卒業。自身でも家族信託を活用した経験を生かし、相続や財産承継のコンサルタントとして活躍。家族信託セミナーの講師も務めている。著書に『親が認知症になる前に知っておきたいお金の話』（ダイヤモンド社）などがある。

いれば、本人の意思を確認することができないため、たとえ子どもであってもその口座から介護資金を引き出すことはできないのです。不動産を売買するときにも本人の意思確認が必要になるため、介護費用を賄うために子どもが親名義の家や土地を売ろうとしても、取引は成立しないわけです」

て、「法定後見制度」がある。判断能力が低下した人の財産を守るための制度だ。家庭裁判所に申し立てをすると、弁護士など法律の専門家が後見人に選ばれることが多く、その後見人が財産管理を行うことになる。

「法定後見制度を利用すると、財産の管理運用、売却に関しては家庭裁判所の許可が必要になり、自